平成２９年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃　止 ・ 縮　減 ）

No	2

府 省 庁 名　　環境省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
見直し項目名	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の廃止
見直し内容（概要）	・特例措置の内容 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく平成26年規制値を満たすものとして基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準を最初の３年間２分の１とするもの ・見直しの内容 平成27年９月30日まで（エンジン出力が19kW以上56kW未満のものについては平成28年９月30日まで）に取得したものについては経過措置を設けたうえ、廃止する。
関係条文	地方税法附則第15条第27項、地方税法施行令附則第11条第28項、 地方税法施行規則附則第6条第50項
増収見込額	［平年度］　▲76　（ — ） ［改正増減収額］　—　（単位：百万円）
廃止又は縮減の理由	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく平成26年規制値は、平成26年10月より出力に応じ順次適用が開始されてきており、最も適用が遅い出力帯の機種も、平成28年10月には適用が開始される。従って、規制の適用開始前に、より早く規制値適合車両の投入を促すという、いわゆる早出し特例の政策的意義は、平成28年度中に達成されるため、本特例措置の適用期限の延長を要望しないこととした。